

長期優良住宅の認定申請について

項目	ページ
住宅性能表示制度と長期優良住宅の認定申請の流れについて	1
認定申請図書のまとめ方（確認書等有の場合）	2
認定申請書第二面の注意点	3
確認書等について（一戸建て住宅の場合）	4
確認書等の添付により省略できる図書について	5
長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査基準の添付図書について ・居住環境基準 ・災害配慮基準	6
手数料について	7
認定長期優良住宅の変更の取扱いについて	9
軽微な変更の取扱いについて（登録住宅性能評価機関の事前審査を活用する場合）	10

住宅性能表示制度と長期優良住宅の認定申請の流れについて

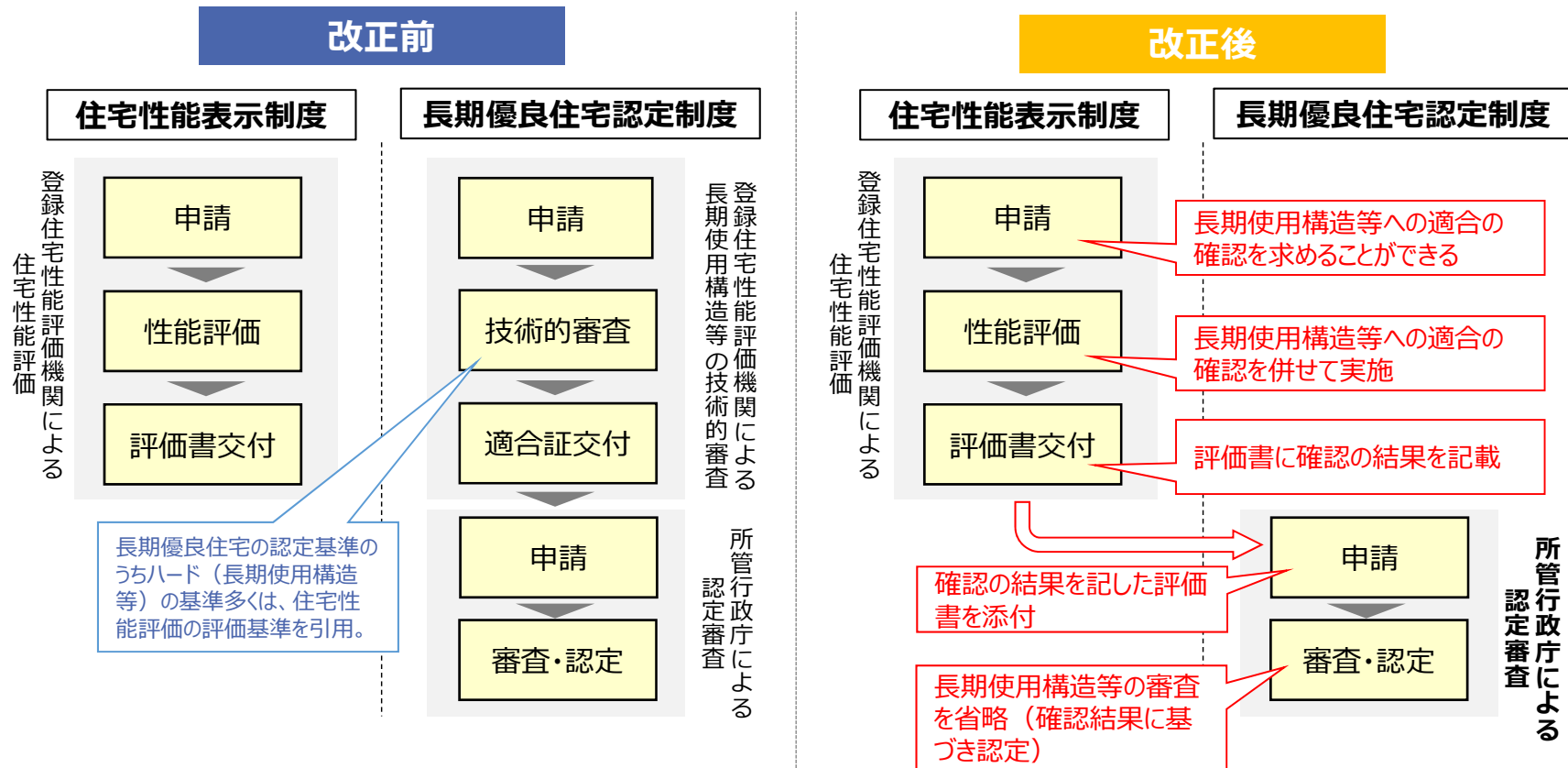
(改正前)

○長期優良住宅認定制度と住宅性能表示制度の両者を利用する場合はそれぞれ申請・審査が必要。また、認定にあたり、登録住宅性能評価機関による任意の技術的審査を活用。

(改正後)

○登録住宅性能評価機関に、住宅性能評価の申請に併せて長期使用構造等の確認の申請が可能。

※評価書の交付を受けたら、所管行政庁への認定申請が必要です。

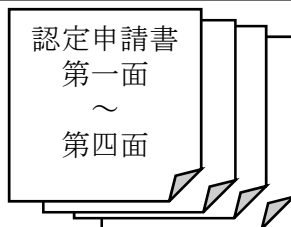


※住宅性能評価を活用しない場合、登録住宅性能評価機関に長期使用構造等の確認のみを求めることも可能。

認定申請図書のまとめ方 (確認書等有の場合)

注意事項

①



□ 第一面について申請者の押印は不要です。

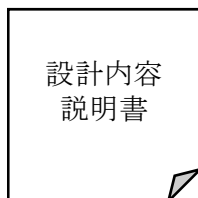
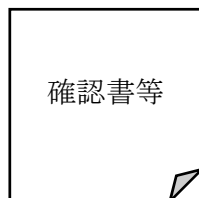
法第5条	代表的な申請対象の例
第1項	一戸建ての住宅（注文住宅）、共同住宅等（賃貸住宅、併用住宅）
第2項、第3項	一戸建ての住宅（建売住宅）
第4項、第5項	共同住宅等（長屋、分譲マンション（区分所有住宅））

②



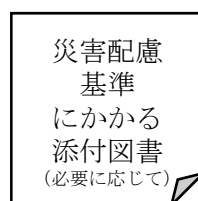
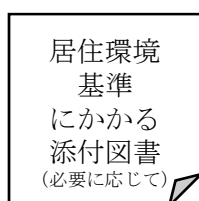
□ 委任状について申請者及び代理者の押印は不要です。
□ 復代理を立てられる場合は、復代理人の委任状も添付してください。

③



□ 確認書等とは
住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書
□ 確認書等の原本は副本に添付し、正本には、複写したものを提出してください。
□ 設計内容説明書は登録住宅性能評価機関の事前審査時に提出したもので、審査員又は評価員が確認済のものを複写して提出してください。

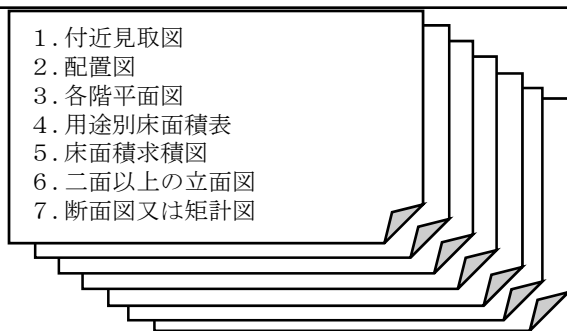
④



□ 居住環境基準
・都市計画施設の区域内にないことが確認できる図書
・地区計画等への適合が確認できる図書 等
□ 災害配慮基準
・災害の危険性が特に高い区域内に計画建築物がないことが確認できる図書
・区域を指定する法令等で定められた建築に関する制限について適合していることが確認できる図書 等例) 確認済証の写し

⑤

1. 付近見取図
2. 配置図
3. 各階平面図
4. 用途別床面積表
5. 床面積求積図
6. 二面以上の立面図
7. 断面図又は矩計図



□ 登録住宅性能評価機関が確認した図面であることを確認するため、スタンプがあるものとします。（確認書等の審査の内容と同じものであることを確認するためです。）
□ 登録住宅性能評価機関から返却された副本（電子交付を含む）を複写（出力）して提出してください。なお、出力した図面は文字が判別できるよう注意してください。
□ 増改築基準が適用される場合は、状況報告書を追加で提出してください。
□ 増改築基準が適用される場合は、既存住宅の建築基準法の検査済証等の提出が必要です。

①～⑤までの図書を正・副2部提出してください。

認定申請書第二面の注意点

(第二面)

長期優良住宅建築等計画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項
〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	m ²
【3. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築・改築
【4. 建築面積】	m ²
【5. 床面積の合計】	m ²
【6. 建て方】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等
【一戸建ての住宅の場合：各階の床面積】	階 m ² 階 m ²
【共同住宅等の場合：住戸の数】	建築物全体 戸 認定申請対象住戸 戸
【7. 建築物の高さ等】	
【最高の高さ】	
【最高の軒の高さ】	
【階数】	(地上) 階 (地下) 階
【8. 構造】	造 一部 造
【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による
【10. 確認の特例】	
法第6条第2項の規定による申出の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】	
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第7条の4第1項第1号に規定する別記第11号の4様式）若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

(注意)

- 【6. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- 【10. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認申請書を提出して適合審査を受けるよう申し出る場合においては「有」に、申し出ない場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。
- 【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】の欄は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。
- この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

No.	内容
-----	----

① 【5. 床面積の合計】
認定対象建築物（棟全体）の床面積の合計を記載します。

② 【6. 建て方】
【一戸建ての住宅の場合：各階の床面積】
規則第4条に規定される長期優良住宅の規模の基準を確認するために、インナーバルコニーや階段部分等の面積を除いた床面積を記載します。

- ◆ 床面積の算定は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによります。
- ◆ 【6. 建て方】の各階床面積の合計と【5. 床面積の合計】は必ずしも一致しません。
- ◆ 平面図及び床面積表等の設計図書により、面積算定を審査し、第二面に記載の床面積との整合性を確認します。
- ◆ 【6. 建て方】に記載した長期の規模基準の各階床面積と、確認書等に記載された床面積の整合性を確認します。

No.	内容
-----	----

③ 【10. 確認の特例】
指定確認検査機関に確認申請書を提出する場合は、「無」にチェックします。
建築基準法第6条第1項に規定する確認申請書を長期の認定申請書と併せて所管行政庁に提出する場合は「有」にチェックします。

④ 【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】
長期使用構造等に適合しているかどうかについて事前に登録性能評価機関の技術審査を受けて、確認書若しくは住宅性能評価書を取得している場合は、「有」にチェックします。

確認書等について（一戸建て住宅の場合）

確認書の例

第十一号の四様式（第七条の四関係）
住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定による
長期使用構造等である旨の確認書
(新築/増築・改築)

第 999-99-2022-1-1-00001 号
2022 年 2 月 20 日

長期 太郎 殿
いえまる評価センター

別添の確認申請書に記載の住宅の構造及び設備については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 2 条第 4 項に規定する長期使用構造等であることを確認しました。

記

1. 確認を行った住宅の所在地及び名称
〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
長期 太郎 様邸新築工事

2. 確認を行った住宅の階数、延べ面積及び構造
地上 2 階建て
123.45㎡
木造

3. 工事種別
新築

4. 確認を行った評価員の氏名
家丸 一郎

5. 確認対象住戸及び当該住戸の床面積（当該住戸が複数の階にわたる場合はそれぞれの階における床面積）
1 階： 66.66 ㎡ 2 階： 56.79 ㎡

6. 申請対象住戸のうち、上記確認対象住戸に該当しない住戸
無し

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 としてください。
(注意) この確認書は、大切に保存しておいてください。

①

認定申請書第二面【5. 床面積合計】の面積との整合性を確認

②

認定申請書第二面【6. 建て方】の各階床面積との整合性を確認

設計住宅性能評価書の例

設計
性能評価

住宅の品質確保の促進等に関する法律
第5条第1項に基づく

設計住宅性能評価書
(一戸建ての住宅)

申請 三郎 様

下記の住宅に関して、評価方法基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1347号（最終改正 令和3年12月1日国土交通省告示第1485号））に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

記

1. 建築主 長期 太郎 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
2. 設計者 設計 次郎 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
3. 住宅の名称 長期 太郎 様邸新築工事
4. 住宅の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

以上

評価書交付年月日	2022 年 2 月 20 日
評価書交付番号	999 - 99-2022 - 1-1 - 00001
登録住宅性能評価機関名	いえまる評価センター
機関登録番号	国土交通大臣 999
評価員氏名	家丸 一郎

●特記事項
住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に基づく、住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認の結果
確認の結果 : 適合 : 不適合
申請書等記載の住宅の床面積（複数階を有する場合は各階） 1階：〇〇㎡ 2階：〇〇㎡

長期使用構造等である旨の確認：適合に☑があることを確認
申請書等記載の住宅の床面積（各階）
：認定申請書第二面【6. 建て方】の各階床面積と整合しているかを確認（長期の規模基準の床面積）

確認書等の添付により省略できる図書について

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて認定申請をする場合は、長期法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているとみなすことから、所管行政庁への申請に際して添付する図面は、次のとおりとします。

(法規則第2条)

改正前		改正後	
図書の種類		図書の種類	明示すべき事項 他
設計内容説明書		設計内容説明書	住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明 ※設計内容説明書は登録住宅性能評価機関の事前審査時に提出したもので、審査員又は評価員が確認済のものを複写して提出してください。
付近見取図		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図		配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物の別
仕様書		—	添付は不要になります。
各階平面図		各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、居室の寸法、階段の寸法
用途別床面積表		用途別床面積表	用途別の床面積
床面積求積図		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
2面以上の立面図		2面以上の立面図	縮尺、外壁、開口部の位置
断面図又は矩計図		断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、軒の高さ、軒及びひさしの出
伏図 (基礎伏図、各階伏図、小屋伏図)		—	添付は不要になります。
各部詳細図		—	
各種計算書 (構造計算書、断熱計算書等)		—	
機器表		—	
状況調査書		状況調査書	建築物の劣化事象等の状況の調査結果 ※増改築基準適用の案件で提出が必要です。

登録住宅性能評価機関が審査した図面であることが確認できる図面を提出してください。(例：スタンプ押印等)

長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査基準の添付図書について

	エリア	区域	条件等
居住環境基準	①住宅が長期にわたり立地することが想定されない区域	<ul style="list-style-type: none"> ・改良地区 (住宅地区改良法第2条第3項) ・促進区域 (都市計画法第4条第4項) ・都市計画施設の区域 (都市計画法第4条第6項) ・市街地開発事業の施行区域 (都市計画法第4条第7項) ・市街地開発事業等の予定区域 (都市計画法第4条第8項) 	<p>認定申請対象住宅が、左欄に掲げる区域内に立地しないものであること。 ただし、区域内であっても、長期にわたって存することになるものであると見込まれるときにあつては、この限りでない。</p> <p><長期にわたって存することになるものの例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・再開発事業の施行区域内の施設建築物である住宅 ・換地が不要な区画整理地内の住宅 <p><認定申請に必要な添付図書(例)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画施設明示
	原則認定不可		
居住環境基準	②地域のまちなみ等との調和が図られているかを確認する区域	<ul style="list-style-type: none"> ・建築協定区域 (建築基準法第69条) ・地区計画等区域 (都市計画法第4条第9項) ・景観計画区域 (景観法第8条第1項) ・景観協定区域 (景観法第81条第1項) 	<p>認定申請対象住宅が左欄に掲げる区域に係る計画又は協定に定める建築物に関する事項に適合するものであること。</p> <p><認定申請に必要な添付図書(例)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出手続きの適合証等または届出の写し(地区計画等、景観計画) ・協定の運営委員会等が発行する適合確認書等(建築協定、景観協定)
	条件付認定可		

	エリア	区域	条件等
災害配慮基準	①災害の危険性が特に高いエリア	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべり防止区域 (地すべり等防止法第3条第1項) ・急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項) ・土砂災害特別警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項) 	<p>認定申請対象住宅が左欄に掲げる区域に建築されるものではないこと。 (区域の指定が解除されることが決定している場合はこの限りではない。)</p> <p>* 区域を指定する法令の手続きにより建築が可能であっても、区域の指定が解除されない限り長期優良住宅の認定はできません。</p> <p>* 災害危険区域と重複して指定されている場合は、②の災害危険区域の基準が適用されます。</p>
	原則認定不可		
災害配慮基準	②災害の危険性が高いエリア	<ul style="list-style-type: none"> ・災害危険区域 (建築基準法第39条第1項) ・津波災害特別警戒区域 (区域なし R3.11) (津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項) ・浸水被害防止区域 (区域なし R3.11) (特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項) 	<p>認定申請対象住宅が左欄に掲げる区域に係る建築に関する制限の基準に適合するものであること。</p> <p><認定申請に必要な添付図書(例)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定開発行為(※1)の検査済証の写し ・特定建築行為(※2)の許可証の写し ・建築確認申請の確認済証の写し等 <p>(※1) 特定開発行為：政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で予定建築物の用途が制限用途であるもの</p> <p>(※2) 特定建築行為：制限用途の建築物を建築しようとする事</p>
	条件付認定可		

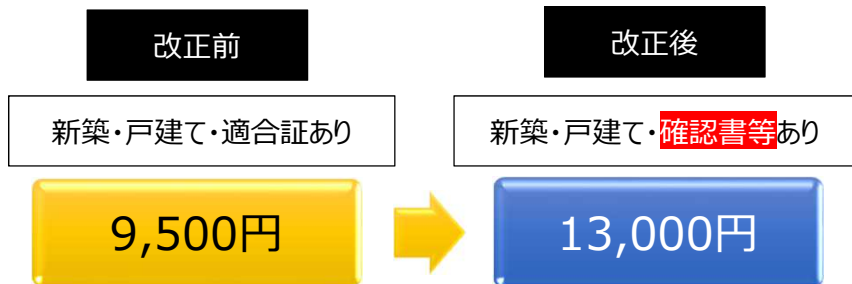
居住環境基準：法第6条第1項第3号に掲げる良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準

災害配慮基準：法第6条第1項第4号に掲げる自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮に関する基準

手数料について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により、頻発する豪雨災害等への対応として、**災害配慮基準**が追加されたことに伴い、豊中市において認定手数料を改正しました。

(令和4年2月20日施行)



令和4年2月21日月曜日受付分から
登録住宅性能評価機関が実施した技術的審査の適合証では、「確認書等あり」として受付はできませんので、ご注意ください。

<確認書等とは>
 登録住宅性能評価機関がその住宅の構造及び設備が長期使用構造等であると確認したことを証する書面
 (住宅の品質確保の促進等に関する法律 第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書)

主な手数料	改正前 (適合証あり)	改正後 (確認書等あり)
新築 一戸建て住宅	9,500円 (200㎡未満) 17,400円 (200㎡以上500㎡未満)	13,000円
増改築 一戸建て住宅	13,200円 (200㎡未満) 24,600円 (200㎡以上500㎡未満)	17,400円
変更認定申請 (法第8条)	1,600円	1,900円

審査結果の責任の所在の明確化の観点から、登録住宅性能評価機関と所管行政庁の審査項目について改正されています。

登録住宅性能評価機関：長期使用構造等
 所管行政庁：長期使用構造等以外の認定基準

所管行政庁による審査項目

	申請ルート	長期使用構造等		それ以外			
		①性能評価基準	②長期優良住宅 独自基準	③面積	④維持	⑤景観	⑥災害
現行	I 事前審査 (適合証有)	×	×	×	×	○	△
	II 住宅性能評価制度活用 (性能評価書有)	×	○	○	○	○	△
	III その他 (なし)	○	○	○			△

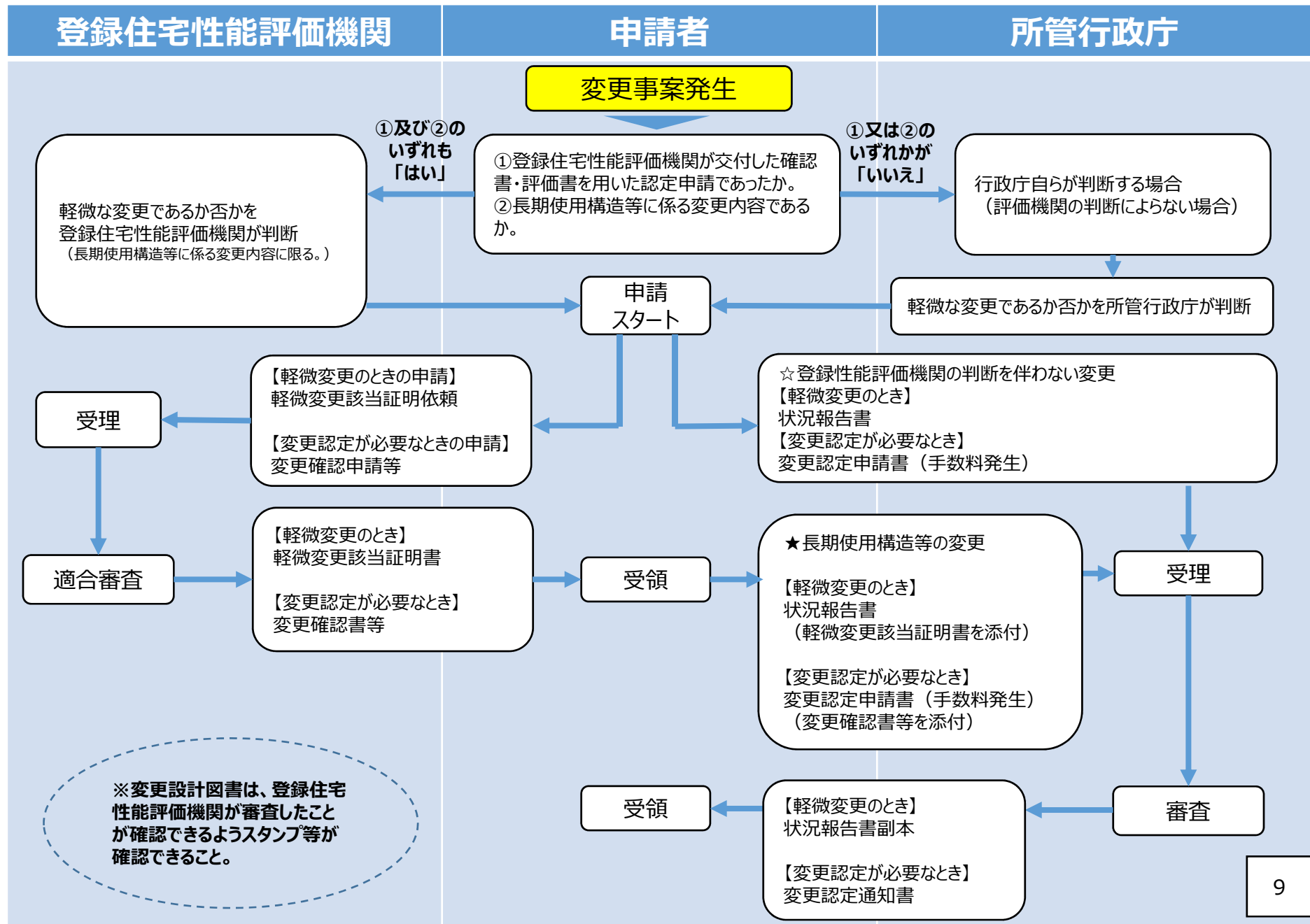
	申請ルート	長期使用構造等		それ以外			
		①性能評価基準	②長期優良住宅 独自基準	③面積	④維持	⑤景観	⑥災害
改正後	I 事前審査 (確認書有)	×	×	○	○	○	○
	II 住宅性能評価制度活用 (性能評価書有)	×	×	○	○	○	○
	III その他 (なし)	○	○	○			○

長期優良住宅認定申請手数料 算定イメージ

【仮定】申請ルート I (事前審査有) 新築 1000㎡未満 住戸数9戸

	現行 (住戸単位認定)	改正後 (住棟単位認定)																																			
新規認定	<p>現行手数料規定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>面積区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200㎡以下</td> <td>9,500</td> </tr> <tr> <td>200㎡超~500㎡以下</td> <td>17,400</td> </tr> <tr> <td>500㎡超~1000㎡以下</td> <td>30,100</td> </tr> <tr> <td>1000㎡超~3000㎡以下</td> <td>47,900</td> </tr> <tr> <td>3000㎡超~5000㎡以下</td> <td>89,200</td> </tr> <tr> <td>5000㎡超~1万㎡以下</td> <td>155,300</td> </tr> <tr> <td>1万㎡超~</td> <td>269,700</td> </tr> <tr> <td>戸当たり下限値</td> <td>1,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>住戸毎に認定申請：9件</p> <p>手数料：1,000㎡未満の面積区分より $30,100円 \div 9戸 = 3,344円$ (100円未満切上) 改め：3,400円/戸 > 1,600円</p>	面積区分	金額	200㎡以下	9,500	200㎡超~500㎡以下	17,400	500㎡超~1000㎡以下	30,100	1000㎡超~3000㎡以下	47,900	3000㎡超~5000㎡以下	89,200	5000㎡超~1万㎡以下	155,300	1万㎡超~	269,700	戸当たり下限値	1,600	<p>改定手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>面積区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸建て・併用住宅</td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">共同住宅等</td> <td>500㎡以下</td> <td>21,300</td> </tr> <tr> <td>500㎡超~1000㎡以下</td> <td>35,300</td> </tr> <tr> <td>1000㎡超~3000㎡以下</td> <td>55,200</td> </tr> <tr> <td>3000㎡超~5000㎡以下</td> <td>97,500</td> </tr> <tr> <td>5000㎡超~1万㎡以下</td> <td>163,400</td> </tr> <tr> <td>1万㎡超~</td> <td>279,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>住棟で認定申請 新規認定件数：1件</p> <p>手数料：1000㎡未満の面積区分より 35,300円</p> <p>※1戸あたりを算出する必要がなくなった。</p>	面積区分	金額	戸建て・併用住宅	13,000	共同住宅等	500㎡以下	21,300	500㎡超~1000㎡以下	35,300	1000㎡超~3000㎡以下	55,200	3000㎡超~5000㎡以下	97,500	5000㎡超~1万㎡以下	163,400	1万㎡超~	279,700
面積区分	金額																																				
200㎡以下	9,500																																				
200㎡超~500㎡以下	17,400																																				
500㎡超~1000㎡以下	30,100																																				
1000㎡超~3000㎡以下	47,900																																				
3000㎡超~5000㎡以下	89,200																																				
5000㎡超~1万㎡以下	155,300																																				
1万㎡超~	269,700																																				
戸当たり下限値	1,600																																				
面積区分	金額																																				
戸建て・併用住宅	13,000																																				
共同住宅等	500㎡以下	21,300																																			
	500㎡超~1000㎡以下	35,300																																			
	1000㎡超~3000㎡以下	55,200																																			
	3000㎡超~5000㎡以下	97,500																																			
	5000㎡超~1万㎡以下	163,400																																			
1万㎡超~	279,700																																				
譲受人決定 コープラーの変更	<p>現行手数料規定：1件あたり1,500円</p> <p>分譲事業者から各区分所有者へ変更</p> <p>分譲事業者</p> <p>住戸毎に変更認定申請：9件</p>	<p>分譲事業者から管理組合に変更</p> <p>分譲事業者</p> <p>住棟で変更認定申請：1件 手数料：1,500円</p>																																			
仕様など物理的な変更 計画変更認定	<p>現行手数料規定：変更が生じた住戸 1件あたり1,600円</p> <p>住戸毎に変更認定申請：9件 (構造計画の変更など棟に及ぶ変更の場合)</p>	<p>改定手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>面積区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸建て・併用住宅</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">共同住宅等</td> <td>500㎡以下</td> <td>3,700</td> </tr> <tr> <td>500㎡超~1000㎡以下</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>1000㎡超~3000㎡以下</td> <td>9,500</td> </tr> <tr> <td>3000㎡超~5000㎡以下</td> <td>17,500</td> </tr> <tr> <td>5000㎡超~1万㎡以下</td> <td>29,800</td> </tr> <tr> <td>1万㎡超~</td> <td>49,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>住棟で変更認定申請：1件</p> <p>手数料：1000㎡未満の面積区分より 6,500円</p> <p>部分的な住戸単位の変更が生じた場合 $6,500円 \div 全住戸(9戸) = 722円$ (100円未満切上) 改め：800円×変更住戸数 合計金額の上限は6,500円</p>	面積区分	金額	戸建て・併用住宅	1,900	共同住宅等	500㎡以下	3,700	500㎡超~1000㎡以下	6,500	1000㎡超~3000㎡以下	9,500	3000㎡超~5000㎡以下	17,500	5000㎡超~1万㎡以下	29,800	1万㎡超~	49,300																		
面積区分	金額																																				
戸建て・併用住宅	1,900																																				
共同住宅等	500㎡以下	3,700																																			
	500㎡超~1000㎡以下	6,500																																			
	1000㎡超~3000㎡以下	9,500																																			
	3000㎡超~5000㎡以下	17,500																																			
	5000㎡超~1万㎡以下	29,800																																			
1万㎡超~	49,300																																				

認定長期優良住宅の変更の取扱いについて



軽微な変更の取扱いについて（登録住宅性能評価機関の事前審査を活用する場合）

評価機関において判断する内容 (軽微な変更該当する場合は、軽微変更該当証明書の 交付を受けること。)		所管行政庁において判断する内容	
法第8条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更（規則第7条第1項）			
4. 住宅の品質又は性能を向上させる変更その他の変更後も認定に係る長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更		1. 住宅の建築に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の6月以内の変更	
		2. 法第5条第3項の長期優良住宅建築等計画にあっては、譲受人の決定の予定時期の6月以内の変更	
法第6条第1項第1号 長期使用構造等		3. 法第5条第4項の長期優良住宅建築等計画にあっては、区分所有住宅の管理者等の選任の予定時期の6月以内の変更	
法第6条第1項第1号 長期使用構造等		法第6条第1項第2号 規模基準 第3号 居住環境基準 第4号 災害配慮基準 第5号イ、第6号イ 維持保全計画 第5号ハ、第6号ハ 資金計画	
例	<ul style="list-style-type: none"> ● 断熱性能の向上が明らかな変更 ● 使用変更を伴わず、開口部が小さくなる変更 ● 非耐力壁である間仕切壁の変更 	例	<ul style="list-style-type: none"> ● バルコニー部分の床面積算定の錯誤等（認定基準の範囲内に限る。）
その他の軽微な変更			
		例	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請者名の変更（第三者への譲渡等地位の承継に関する変更を除く） ● 申請者住所の変更 ● 分筆・合筆等による認定に係る住宅の位置の変更